

困ったときは、ここに相談を

1 法務局

岐阜地方法務局及びその支局では、えせ同和行為排除のための相談や人権侵害にかかわる相談を受けています。

また、岐阜地方法務局内に、岐阜地方法務局、岐阜県、岐阜県警察本部、岐阜県弁護士会等で構成する「岐阜県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のために、連携をとりながら活動しています。

	電話番号	所在地
岐阜地方法務局 人権擁護課	058-245-3181	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13
岐阜地方法務局 八幡支局	0575-67-1411	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2
岐阜地方法務局 大垣支局	0584-78-3347	〒503-0888 大垣市丸の内1-19
岐阜地方法務局 美濃加茂支局	0574-25-2400	〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-4-16
岐阜地方法務局 多治見支局	0572-22-1002	〒507-0041 多治見市太平町5-33
岐阜地方法務局 中津川支局	0573-66-1554	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3
岐阜地方法務局 高山支局	0577-32-0915	〒506-0009 高山市花岡町2-55-16

2 岐阜県

・岐阜県人権施策推進課

同和問題を含む様々な人権問題の解決を図るため、講演会や研修会の開催、啓発冊子の作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、えせ同和行為の排除に取り組み、相談を受けています。

	電話番号	所在地
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	058-272-8250	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

・岐阜県人権啓発センター

えせ同和行為に関する研修会をはじめ、同和問題を含む様々な人権問題に関する啓発資料の提供やビデオ等の貸出しを行っています。また、企業・団体等が社員や職員に対して人権に関する研修会等を実施する場合、講師（県の人権啓発指導員）を派遣する「人権啓発出前講座」を行っています。講師料、交通費、資料代は無料です。ぜひご活用ください。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県人権啓発センター	058-272-8252	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

・岐阜県県民生活相談センター

悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルについて、解決のための助言、あっせんなどに対する相談を受け付けています。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県県民生活 相談センター	058-277-1001(代表) 058-277-1003 (消費生活相談専用ダイヤル)	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館1棟5階

3 警察・暴力追放推進センター

岐阜県警察本部及び(財)岐阜県暴力追放推進センターでは、暴力団対策とあわせ、えせ同和行為排除のための対策に積極的に取り組んでいます。不当な要求を受けたときなど、相談してください。

緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報してください。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県警察本部 暴力110番	058-274-7444	〒500-8501 岐阜市藪田南2-1-1

	電 話 番 号	所 在 地
(財)岐阜県暴力追放 推進センター	058-277-1613 フリーダイヤル 0800-200-8930	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-1

4 弁護士会

民事介入暴力被害者救済センターを設置し、えせ同和行為に対する相談を受け付けています。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県弁護士会	058-265-0020	〒500-8811 岐阜市端詰町22